

「でんさいネット」が 中小企業の取引を変える！

特徴は「手形的利用」「全銀行参加型」「間接アクセス方式」

近年、新しい債権の形として「電子記録債権」が、中小企業の間にも浸透しつつあります。手形などに代わる、より便利で安全な債権として注目されている「電子記録債権」。これを取り扱う株式会社全銀電子債権ネットワーク(通称「でんさいネット」)の諸江博明社長に話をうかがいました。



株式会社
全銀電子債権ネットワーク
代表執行役社長 諸江 博明氏

手形感覚で利用できる
「でんさいネット」

Q1 「でんさい」とは何ですか

「でんさい」とは、株式会社全銀電子債権ネットワーク(通称「でんさいネット」)が取り扱う、電子記録債権のことです。

よく誤解されるのですが、電子記録債権は手形・指名債権(売掛債権等)を電子化したものではありません。手形・指名債権の問題点を克服した新たな金銭債権です。

電子記録債権の発生・譲渡は、電子債権記録簿の記録原簿に電子記録することが、その効力発生の要件となります。

Q2 「でんさいネット」はどのような会社ですか

でんさいネットは、平成22年6月に設立された、一般社団法人全国銀行協会100%出資の電子債権記録機関です。平成25年2月から業務を開始しました。

電子債権記録機関とは、電子記録債権

用組合等486の金融機関でご利用いただくことが可能です。また、既存の銀行間の決済システムを利用し、確実に資金回収できる仕組みを提供しています。

三つ目の間接アクセス方式についてですが、でんさいネットは、金融機関を経由してでんさいネットにアクセスする方式を採用しており、利用者は現在利用している金融機関(窓口金融機関)をそのまま利用できるため、安心してサービスを受けることが可能です。また、窓口金融機関は、自らの創意工夫によって、それぞれの利用者ニーズにあったサ

ビスを提供できます。利用者は、複数の金融機関ででんさいネットを利用することもできます。

電子化により利便性が向上 メリットも大

Q4 「でんさい」にはどのようなメリットがありますか

支払企業(債務者)の場合は、手形の発行などの支払いに関する面倒な事務負担が軽減されますし、手形の搬送コストや印紙

税負担を削減することができます。また、これまで支払先に応じて、手形・振込・一括決済など複数の決済手段を用いていた場合、一本化することで事務の効率化を図ることもできます。

納入企業(債権者)の場合は、手形での受取に比べ、ペーパーレス化により紛失や盗難のリスクがなくなる他、保管コストを削減できます。また、割引や譲渡により資金化する場合、必要な資金の分だけ分割譲渡できます。受取は口座間送金決済で自動的に口座に入金されますので、取立手続は不要です。振込との比較では、売掛金の資金化が容易になります。

Q5 「でんさい」による取引の流れを教えてください

まず「でんさい」の発生です。利用者が窓口金融機関を通じてでんさいネットの記録原簿に「発生記録」を行うことで、「でんさい」が発生します。

次に「でんさい」の譲渡です。窓口金融機関を通じてでんさいネットの記録原簿に「譲渡記録」を行うことで、「でんさい」を譲渡できます。必要に応じて債権を分割して譲渡することもできます。

そして「でんさいの支払」です。支払期日になると、自動的に支払企業の口座から資金を引落し、納入企業の口座へ払込みが行われます。

決済後、でんさいネットが支払いが完了した旨を「支払等記録」として記録します。また、手

Q7 「でんさい」の普及状況は いかがでしょうか

平成26年2月末現在の利用者登録数は約34万社、「でんさい」の残高は約9、500億円、また平成26年2月単月の発生記録請求件数(手形の場合の振出し件数に相当します)は約3万6千件になります。いずれの計数も、開業以来、順調に伸びてきています。

これらの計数は、でんさいネットのホームページにおいて毎月統計情報として公開していますので、ご覧いただければと思います。

問合せ
株式会社
全銀電子債権ネットワーク
☎03-5252-3595
午前9時~午後5時(土日祝休)
http://www.densai.net

